

1. 새 세대에 교회를 형성하자
2. 재일동포의 새로운 삶을 지향하자
3. 세계역사속에서 우리의 사명을 다하자



④教会成長 세미나에 모인 참가자와
⑤發題를 듣는 참가자들

80年代의 宣教戰略 모색

바람직한 教会形成은

伝道集会和 教会成長

伝道局(局長 洪水其牧師)主催の 教会成長セミナーが、
この日、行われた。会場には、各地教会から、伝道員、
牧師、信徒、地味運動の、両面から、約二十五名
が参加した。このセミナーは、伝道局の、伝道部長、
洪水其牧師の、講話で、開かれた。講話の内容は、
教会の成長、伝道、地味運動、の、関係、を、
強調、し、信徒、の、役割、を、
説明、した。洪水其牧師は、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。洪水其牧師は、
また、
「教会の成長、は、
信徒の、
活動、に、
よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

教会成長세미나開催

總會伝道局主催로

大会(東京)の引用として、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、
よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

地域活動과 教会成長

「地域活動と 教会成長」が、
この日、行われた。会場には、
各地教会から、伝道員、
牧師、信徒、地味運動の、
両面から、約二十五名
が参加した。このセミナーは、
伝道局の、伝道部長、
洪水其牧師の、講話で、
開かれた。講話の内容は、
教会の成長、伝道、地味運動、
の、関係、を、強調、し、
信徒、の、役割、を、説明、
した。洪水其牧師は、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

第36回定期總會 新築된 北部教会서

第三十六回定期總會、
この日、行われた。会場には、
各地教会から、伝道員、
牧師、信徒、地味運動の、
両面から、約二十五名
が参加した。このセミナーは、
伝道局の、伝道部長、
洪水其牧師の、講話で、
開かれた。講話の内容は、
教会の成長、伝道、地味運動、
の、関係、を、強調、し、
信徒、の、役割、を、説明、
した。洪水其牧師は、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

在日總會와 教会成長

「在日大韓基督教会の 成長」
が、この日、行われた。会場には、
各地教会から、伝道員、
牧師、信徒、地味運動の、
両面から、約二十五名
が参加した。このセミナーは、
伝道局の、伝道部長、
洪水其牧師の、講話で、
開かれた。講話の内容は、
教会の成長、伝道、地味運動、
の、関係、を、強調、し、
信徒、の、役割、を、説明、
した。洪水其牧師は、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

겨자씨

故崔京植牧師の、
「教会の成長は、信徒の、
活動、に、
よる、こと、だ、と、
強調、した。信徒、の、
活動、は、
① 伝道、
② 聖書の、
③ 祈禱、
④ 献金、
⑤ 奉仕、
の、
五、つ、
である、と、
説明、した。」

第二回聖地イスラエルとヨーロッパの旅

★聖地イスラエル

エルサレム・エリコ・テベリア・カペナウム
カナ・ナザレ・テルアビブ・サマリア・ガリラヤ等

★ヨーロッパ

ローマ・パリ・ロンドン・アテネ(コリント含む)・ジュネーブ

主催：在日大韓基督教總會機関紙福音新聞社
協力：(株)旅行開発センター

●旅行期間

1982年4月15日(木)～5月2日(日)(18日間)

●募集人員

30名 (定員になり次第締切ります)

●旅行費用

675,000円(旅行費用は航空運賃、諸料金
等によって多少の変更があります)

●申込締切日

11月30日

●問い合わせ先

福音新聞社(姜榮一牧師)
東京都新宿区西早稲田2-3-18
電話 03(202)5398

KCCJの歴史(その二)

朴憲 郁牧師(岡山教会)

二、成長時代(一九二七年～一九三九年)

さて在日韓国人伝道がまさにいばらの道であったこの時に、カナダ長老教会宣教師が、ヤング牧師一行を日本の神戸に派遣して以来、在日韓国人教会との名による愛護関係をもつようになったのは、次のような事情による。一九二五年七月十日、カナダ長老教会は他の教派、即ちメソジスト派と会衆派と共に合同に踏み切り、カナダ連合教会を結成した。この合同はカナダ教会史における画期的なことであった。そこで翌年一九二六年九月十一日、韓国では第十五回朝鮮長老教会総会時に在韓カナダ長老教会宣教師たちがカナダ連合教会宣教師と

師は神戸に四名、名古屋に二名おり、一年間に当時三万円から五万円もの宣教師がカナダ本部から送金され、これが次のように牧師・伝道師の報給支給に当てられた。福岡の女伝道師一名、下関の牧師一名と女伝道師一名、大坂の牧師一名、和歌山の牧師一名、京都の牧師一名と女伝道師一名、名古屋の牧師一名と臨時英語教師二名、横浜の牧師一名、札幌の牧師一名、福井地方の男伝道師一名、その他九名の神学生と神戸・大阪・守部にあ

る幼稚園の保育四名と新築中の教会建築費の援助等に多大の力を与えた。これらカナダ宣教師の宣教師派遣と財政援助は在日韓国人教会の急速な成長をもたらしただけでなく、

のし、ヤング牧師代表)第三は日本に留学に来た韓国人神学生及び教会の奉仕者たちであった。この三者の担い手が協力し合って、精力的に宣教師活動と教会奉仕に従事した。教会といってもまだ定まった建物はない。例えは関西地方には一九二〇年代末に十数個の集会所があったが、大抵は日本の家の一角のたたみ室を借りて礼拝をした。当時平壤神学校の教授であったC.A.Clarkが一九三二年三月号「The Korean Mission Field」の中で在日朝鮮キリスト教会の実状を見て報告したものがある。それによると「かつては自分が韓国人であることを隠していた彼らが今は韓国の慣習をそのまま現わして生活し、市場を経営して共に支え合っている」といっている。

きている。日本人の差別や偏見のために、彼らとは交流しなかつたし、日本人もまた市場に来ようなどと考えなかつた。しかし日本社会における問題とは別に、彼ら在日同胞教会内部においても問題がある。例えは教会出席は若い層の人々が大変少なく、年寄りばかり出ていること、年寄り層との間に意見の一致がみられないまま困難なことになっている。しかし、とにかく彼らは着実に働き教会を維持している。……この頃は教会学校と聖書勉強等を通して子供たちが多く出てくる傾向にあることは嬉しいことである……」

やさしい神学②

金承俊牧師(川西教会)



学は四つに分けて、①は聖書の原語、聖書考古学、聖書緒論、聖書解釈学、聖書神学を含むものとし、②は聖書歴史、教会史、宣教師史、信条並に信仰告白の歴史を、③は①②から得た資料を論理的な秩序に配列、整理し、体系化したもので、系統神学とか神学体系とも呼んでいます。そして④は①②③から得た

それはどこまでも聖書に立脚したものであって、徹底的に聖書中心主義なうとするものです。ですからある人の様に、聖書の内容は思想的に統一されていなくて、批評学や歴史研究をも合わせて見ないと駄目だとか、一般の文化や道徳とも関連づけ

て見なくてはならないとか、聖書の上で建てられる神学は駄目だとか、神学は説教ではないのだから、神学をする時は、一般の学問と共通する方法でやらねばならないとか等の立場にはわたしは立たないのです。わたし

の立場は、あつちの宗教改革者たちの立場です。歴史的知識や批判的思考、心の啓蒙とか等は参考にはなっても、それ以上のものでなく、御言葉と共に働き給う聖霊の働きを通して聖書に示された神の救いの行為によつてのみ、救いの真理は伝えられるのであり、その真理は神を信するわたしたちに先んじて在る故に、つまり、主体であられる神とその神の救いの啓示とがわたしに迫って来る時、客

体であるわたしが、主体的に理解して、神学をしているのであるから、神学を一般の文化科学や道徳学と同じ視したり、自然法則や人間精神と同じ原理で研究したりすることはしないのです。聖書は聖書として聖書に語らねばならず、それはそれとして、福音の中心として現われているということ。ここで主イエス・キリストを、イエス(歴史的)に重点を置かず、それとキリスト(信仰的)に重点を置くことによって、神学は大きな違いを現わして来ます。ともかくも、わたしの立場は、あ

たし、わたしの聞いた神の言葉を聞いて、それを人間の言葉として受けておこうと思つて、聖書論は、この序論の所で、触れておこうと思つて、

聖書論にはいる前に触れておきたいことがあります。それは神学という時、いろいろな分野があります。聖書神学・歴史神学・実践神学・弁証神学等があります。ある学者は①釈義神学②歴史神学③組織神学④実践神

論です。④は①②③から得たものを、実際の生活に適用するもので、説教、教会組織並に教会政治学、典礼学又は礼拝学、基督教教育、宣教師学等を含みます。わたしはとりわけわたし

の立場は、あつちの宗教改革者たちの立場です。歴史的知識や批判的思考、心の啓蒙とか等は参考にはなっても、それ以上のものでなく、御言葉と共に働き給う聖霊の働きを通して聖書に示された神の救いの行為によつてのみ、救いの真理は伝えられるのであり、その真理は神を信するわたしたちに先んじて在る故に、つまり、主体であ

たし、わたしの聞いた神の言葉を聞いて、それを人間の言葉として受けておこうと思つて、聖書論は、この序論の所で、触れておこうと思つて、

たし、わたしの聞いた神の言葉を聞いて、それを人間の言葉として受けておこうと思つて、聖書論は、この序論の所で、触れておこうと思つて、

たし、わたしの聞いた神の言葉を聞いて、それを人間の言葉として受けておこうと思つて、聖書論は、この序論の所で、触れておこうと思つて、

たし、わたしの聞いた神の言葉を聞いて、それを人間の言葉として受けておこうと思つて、聖書論は、この序論の所で、触れておこうと思つて、

〈電々公社認定〉 構内交換機・ボタン電話 松下通信工業(株)専売代行店 (株)ナカヨ通信機特約店 東亜特殊電機(株)特約店 株式会社 高德通信工業 代表取締役 李 建 豪 (名古屋教会 執事) 〒490-11 愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336 電話 名古屋 052-431-3156(代)

白木金属商会 崔 永 模 (福岡教会 長老) 〒816 大野城市大字瓦田 784-1 電話 092(581)1629

指紋押捺拒否闘争②

崔 昌 華 牧師

指紋押捺拒否

崔 昌 華 牧師

一九八〇年九月頃、教会員の子供が満十四歳をすぎ登録申請にはじめて指紋を押すことになった。たまたま区役所に行ったところ、両親と本人がいた。両親に「指紋押捺を真剣に考え、できれば拒否したら」と言った。お母さんは少し真剣にとりあげようとしたが、お父さんが高校入試をひかえており、それは気持ちとしてわかるが……今日いわれて……。しかし、はじめに指紋を押捺する本人はいやな顔をしながら、押したくないような態度であつたが……。それを決断する勇気がまだ湧いていないようにみえた。牧師があまり強要するわけにもいかず、そのまま「真剣に考えてよ」といって離れた。翌日きくと指紋を押されたことであつた。ああ、本当にむづかしいことだ、とつくづく思った。こころ、三年前から家庭内で指紋のことが話題になったが、しかし、そんなに真剣には話されなかった。一九八〇年十一月に次女、崔善恵がはじめて指紋押捺をするようになるので、真剣に、この問題が人権侵害であることを話した。善恵は小学校時代から朝鮮人としての誇りをもち、人格権訴訟でNHK会長へ手紙を書いたり、人権意識に目覚めていたので指紋押捺拒否を真剣に考えていた。それが及ぼす影響についても考えてみた。新しい人権闘争の一つがはじまるわけである。

一九八〇年十一月四日、沖縄教会堂における西南地方教会師会での問題を提起討論した。十一月十二日、善恵の登録切替の日であつたが、そのまゝにして検討を加えることにした。私の登録切替申請が十一月十八日であつたため、指紋押捺を拒否した。子供が拒否闘争をはじめようとする時、父として、人権闘争をしてきたものとして、自ら拒否すべきだと確信したからである。

一九八一年一月一日、家族五人がそろつた。楽しい正月でなければならぬはずなのに、指紋押捺拒否闘争について一人一人意見を話しあひ、一人一人が態度を表明した。差別・人権侵害の問題について、時には涙を流しながら家族同士が話し合つた。「平和に暮らしたい」「平凡に暮らしたい」「脅迫の手紙、電話はもうゴリゴリだ」という意見も出た。ドレイのように、ただ、いわれるがままに指紋を無理にとられながら……。大の鑑札(外登録時携帯、提示義務)をぶらさけて歩き、二十四時間監視管理されながら生活するのが、本当に平和で、平凡な生活だろうか、と問ひながら話した。長女善恵も指紋押捺拒否の決心をした。本当にしんどい闘いであり、世帯主として、父として、一方、心配しないわけにはいかなかった。でも、大きく一歩ふみ出した。この席で東京政法大学在学中の聖徳君が外登録を携帯していなかったことで、バトカーで警察署まで連行されたことを話した。紛失届を提出した時のことで、少し気がついてたが、やっぱりバトカーで署まで連行された苦い経験をした。このような状況で住んでいるということを確認した。

日本の社会が「朝鮮人としての誇り」をもって人権が保障されながら生活できる社会になつてこそ、平和な、平凡に暮らすことができるのである。

一月九日、善恵は名古屋の愛知芸大に在学中なので学校の寮へ行く前、小倉北区役所登録係に行き、登録切替申請をした。例のこころ、指紋押捺を要求した。長女が私の顔をみるので、「自分ではっきりいえない」といった。長女は「指紋押捺は拒否します」とはっきり係員に拒否した。

課長「身分や居住の關係で外国人を正確に管理するためです。人権とかいふことは別だ。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」

課長「私は日本人なので住民登録や戸籍で居住・身分の確定ができる。私課長さんは指紋を押すのか。」



指紋押捺を拒否した崔善恵さん

尾頭センター株式会社

名古屋市中川区尾頭橋通2-16
電話 (052) 331-1222~3番

代表者 金 京 秋

自宅 大阪市東成区東小橋3-4-12
電話 (06) 981-2980番

代表者 姜 南 中

自宅 大阪市東成区東今里2-2-8
電話 (06) 976-4937番

加工貿易

安田商事

代表者 安 秉 鉉

〒862 熊本市水前寺六丁目七-17
電話 0963-81-9051番

(株)京都メッキ

社長 苜 戌 冀

(京都南部教会長老)

〒601 京都市南区東九条鳥丸町22
電話 075-681-6751番